

## 別冊様式一覧表

様式番号	様式名
別冊様式第1 - 1号	給水装置工事材料明細書 (φ20mm~φ40mm)
別冊様式第1 - 2号	給水装置工事材料明細書 (φ50mm~)
別冊様式第2号	給水装置撤去確認書
別冊様式第3号	直結直圧式・増圧式維持管理誓約書 (柏原水道センター)
別冊様式第4号	給水主管工事誓約書
別冊様式第5号	水圧検査結果報告書

(別冊様式第1-1号)

## 給水装置工事材料明細書 (φ20mm～φ40mm)

配水管の分岐から水道メーターまで

※共同住宅(各戸メーター)の場合は配水管の分岐からドレンまで

(申込者)		(工事場所)			
種別	品名	口径	数量	単位	備考
栓類	サドル付分水栓(防食フィルム共)			組	JWWA-B-117(A型 ボール式) ※PE用(配ホリ協会規格)
	サドル分水栓用防食コア			個	密着銅コア
	分水栓キャップ			〃	
	ボール止水栓			〃	JWWA-B-108(キーハンドル・平行おねじ)
	甲型止水栓			〃	〃
	伸縮直結止水栓			〃	流量調整型逆止弁付伸縮止水栓
管類	ポリエチレン管			m	JIS-K-6762(軟質一種二層管)
	ビニール管			〃	JIS-K-6742(耐衝撃性)
ポリエチレン管継手類	分止水栓用ソケット			個	インサートコア一体型(WSA B012)
	90° ベンド			〃	〃
	90° ロングベンド			〃	〃
	ソケット			〃	〃
	エルボ			〃	〃
	PVジョイント			〃	PP×HIVP変換
ビニール管継手類	HIユニオン・ガイドナット			個	
	HIソケット			〃	JIS-K-6743
	HI片落ちソケット			〃	〃
	HIエルボ			〃	〃
	HIチーズ			〃	〃
	HIキャップ			〃	〃
ボックス類	量水器ボックス			個	水マーク入
	止水栓ボックス			〃	〃
	仕切弁ボックス			基	企業団マーク入 レジコン製(T-25)
	レンガ			枚	
明示類	明示ピン			本	セパレート型 φ30
	ロケーティングワイヤー			m	導電性ゴム被覆ワイヤー φ4.4mm
	埋設標識シート			〃	セーフティーライン(青色・2倍折込)
他	断水コマ			個	
	MCユニオン			〃	離脱防止性能を有するもの

(別冊様式第1-2号)

## 給水装置工事材料明細書 (φ50mm～)

配水管の分岐から水道メーターまで

※共同住宅(各戸メーター)の場合は配水管の分岐からドレンまで

(申込者)		(工事場所)			
種別	品名	口径	数量	単位	備考
栓類	サドル付分水栓(防食フィルム共)			組	JWWA-B-117(A型 ボール式) ※PE用(配ホリ協会規格)
	サドル分水栓用防食コア			個	密着銅コア
	分水栓キャップ			〃	
	ボール止水栓			〃	JWWA-B-108(キーハンドル・平行おねじ)
	甲型止水栓			〃	〃
	PE挿し口付ソフトシール仕切弁			〃	開度計付
	伸縮直結止水栓			〃	流量調整型逆止弁付伸縮止水栓
	不断水割T字管(V型)			基	FCD製 内外面エポキシ樹脂粉体塗装
管類	配水用ポリエチレン管			m	JWWA-K-144、配ホリ協会規格
	ビニール管			〃	JIS-K-6742(耐衝撃性)
配水用ポリエチレン管用継手類	分止水栓用			個	
	メーター用			〃	
	EF ソケット			〃	JWWA-K-145、配ホリ協会規格
ビニール管用継手類	HIユニオン・ガイドナット			個	
	HIソケット			〃	JIS-K-6743
	HI片落ちソケット			〃	〃
	HIエルボ			〃	〃
	HIキャップ			〃	〃
ボックス類	量水器ボックス			個	水マーク入
	止水栓ボックス			〃	〃
	仕切弁ボックス			基	企業団マーク入、レジコン製(T-25) 仕切弁下にコンクリート板設置
	レンガ			枚	
明示類	明示ピン			本	セハレト型 φ30
	ロケーティングワイヤー			m	導電性ゴム被覆ワイヤー φ4.4mm
	埋設標識シート			〃	セーフティーライン(青色・2倍折込)
他	断水コマ			個	
	MCユニオン			〃	離脱防止性能を有するもの

(別冊様式第2号)

年 月 日

(宛先)

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所 \_\_\_\_\_

(給水装置工事申込者)

氏名又は名称 \_\_\_\_\_

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

## 給水装置撤去確認書

下記の給水装置は不要となりますので、撤去するとともに一切の権利を放棄いたします。

今後、同地番内に給水装置が必要となった場合は、新たに給水装置工事を申し込み、必要な加入金及び手数料については工事申込者が負担いたします。

### 記

1. 給水装置工事場所 \_\_\_\_\_

2. 不要給水装置

① 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

② 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

③ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

④ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑤ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑥ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑦ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑧ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑨ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑩ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑪ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

⑫ 水栓番号： \_\_\_\_\_ ・ 口径： \_\_\_\_\_ mm

(宛先)

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所

(給水装置工事申込者)

氏名又は名称

代表者の氏名

## 直結直圧式・増圧式維持管理誓約書（柏原水道センター）

上記の給水方式をするにあたり、次の事項を確認し、了解いたします。

給水装置工事場所

### 1. 水道使用者への周知

次の事項について、水道使用者等に周知するとともに、大阪広域水道企業団に苦情等を申し立ていたしません。

- (1) 貯水槽のような貯留機能が無いため、水道管工事や水道メーターの取替等の際は水の使用ができないこと。
- (2) 停電・故障、制限給水時、事故時、水道施設の工事等による水圧の低下に伴う、上層階での断水や出水不良が発生した場合、共用の直圧給水栓を使用すること。

### 2. 断水時の対応

配水管の工事および緊急の断水時には、大阪広域水道企業団に協力いたしますとともに、大阪広域水道企業団水道事業給水条例を順守いたします。

### 3. 水道メーターの管理及び検針・取替への協力

水道メーター適正に管理するとともに、検針・取替業務に支障がないよう、大阪広域水道企業団に協力します。

### 4. 維持管理

給水装置を適正に保つため、専門知識をもった関係者により毎年1回以上の定期点検を実施するとともに、必要な修繕等を行い管理します。

### 5. 既設配管を使用する場合

水圧の変動により、設備や器具等の老朽化した部分での漏水事故や水撃圧による振動、ガタツキ音、水量及び水質等の支障が発生したときは、当方にて適切に処理し、大阪広域水道企業団に一切の異議申し立ていたしません。

### 6. 苦情等の処理

給水装置に起因するその他の苦情等については、当方の責任において適切に処理いたします。

### 7. 損害の補償

給水装置に起因して、逆流、水質汚染、漏水や異常な水圧変動が発生した場合は当方において問題解決を行うとともに、大阪広域水道企業団もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

### 8. 所有者および管理者の変更等

所有者および管理者に変更があったときは、この誓約書の内容を継承いたします。

### 9. 将来の水圧変動

将来、配水区域の変更等により水圧が変動し、それに伴い断水や出水不良が発生した場合は、大阪広域水道企業団に一切の異議申し立てをせず、自費で給水方式を切り替えいたします。

(別冊様式第4号)

年 月 日

(宛先)

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所

(給水装置工事申込者)

氏名又は名称

代表者の氏名

## 給水主管工事誓約書

この度、下記の場所にて給水主管工事の申込みをするにあたり、下記の事項を条件とし、遵守することを誓約いたします。

給水主管工事場所

1. 大阪広域水道企業団水道事業給水条例及び柏原水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を遵守いたします。
2. 工事場所の道路形態は完成していることを確認のうえ施工いたします。
3. 工事の施工については、道路占用許可条件及び道路使用許可条件を遵守し、工事に使用する材料は、柏原水道センターの承認したものを使用いたします。
4. 工事施工上、設計変更を必要とする場合は、その都度協議のうえ決定いたします。
5. 企業長が必要と認めるときは、利害関係者等の同意書等を提出いたします。なお、給水主管工事の施工に伴い損害が発生した場合は、申込者が責任をもって解決し、また、第三者に損害を与えた場合においても申込者の責任により誠意をもって対処解決するとともに、書面により経過等を速やかに報告いたします。
6. 工事の施工は手数料等の納入後とし、全額申込者の負担といたします。
7. 正当な理由なく納入期限までに手数料等を納金しない場合、申込みを取り消したとみなされても異議は申しません。
8. 工事竣工後、手数料等を精算した結果、不足が生じたときは、速やかに不足額を企業団に納入いたします。
9. 設置した給水主管は大阪広域水道企業団に無償譲渡し、譲渡後の維持管理は大阪広域水道企業団が行います。なお、譲渡した水道施設がある土地を第三者に帰属、譲渡又は売却する場合は、相手方にその内容を周知し、継承いたします。
10. 譲渡を受けた日から2年以内に当該水道施設に瑕疵のあることが判明した場合は、申込者の費用をもって改修いたします。
11. 別途宅地内へ給水管を引込む場合は、本工事の水圧検査及び水質検査に合格後、施工いたします。
12. 上記にない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議のうえ、適切に処理いたします。

(別冊様式第5号)

## 水圧検査結果報告書

申 込 者 名	
指 定 業 者 名	
給水装置工事主任技術者	
工 事 場 所	
管 種 ・ 口 径	
検 査 年 月 日	年 月 日
開 始 圧 力	時 分 MPa
終 了 圧 力	時 分 MPa
検 査 区 間	別紙のとおり
(チャート紙)	